

認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等減額についてQ & A

1 認定申請書の提出について

Q 1 これからグループホームの入所を検討しているが、認定申請書を提出してもよいか。

A 1 グループホームを現に利用している人が対象となるため、入所が決定してから申請していただきますようお願いいたします。

また、低所得で特に生計が困難である人への支援策であることから、本人の収入や世帯の状況など対象となる要件を充分ご確認の上申請していただきますようお願いいたします。

Q 2 グループホームの短期利用も対象となるか。

A 2 入所されている人を対象とするため、短期利用は対象となりません。

Q 3 認定申請書の提出は郵送でも可能か。

A 3 原則として市の窓口にて提出してください。来庁が困難な場合はご相談ください。

2 認定証の交付、認定の有効期間について

Q 1 月の途中で申請した場合は、有効期間はいつからか。

A 1 認定証の有効期間は、申請日の属する月の初日から次の7月31日までとなります。

例えば、9月20日申請なら、9月1日から翌年7月31日が有効期間となります。また、4月10日申請なら、4月1日から同年7月31日が有効期間となります。

Q 2 認定証はいつ発行されるのか。

A 2 資産状況の調査のため、申請から決定まで1か月程度、審査の日数がかかります。

例えば、7月31日に申請され、認定される場合は、8月中に7月1日から適用の認定証が交付されることになります。

Q 3 申請してから認定証が発行されるまで、事業所はどのように領収すればよいか。

A 3 利用者から認定証の提示があるまでの領収方法につきましては、審査の結果、却下の可能性もあることから、通常通り領収し、認定証の提示を受けてから助成額相当分を利用者に返金していただく方法をご検討いただきますようお願いいたします。ただし、生活保護受給者はこの限りではありません。

認定証は黄緑色で大きさはB7サイズです。

3 助成額の計算について

Q 1 家賃の助成額はどのように算定されるのか。月途中で入退所された場合はどのように算定されるのか。

A 1 家賃の助成額は事業所から利用者への請求額にもとづき算定します。

例えば、月額家賃 70,000 円の場合において、7月16日に入所され月額の半額(35,000円)を請求した場合は40,000円を超えないため、助成金は0円となります。

Q 2 光熱水費・食費の助成額は、どのように計算するのか。月途中で入退所された場合は、どのように計算するのか。

A 2 光熱水費・食費の助成額は食費の請求日数に応じて、助成額を日割り計算します。

(100円未満切捨て)

例えば、食費が1日あたり1,500円で7月の請求が15日分であれば、生活保護受給者の場合は $20,000 \text{円} \times 15/31 \text{日} = 9,600 \text{円}$ を助成します。

なお、本人負担額は事業所からの光熱水費・食費をあわせた請求額から9,600円を引いた額となります。

4 助成額の交付申請について

Q 1 交付申請書提出月を過ぎたら、交付申請はできないのか。

A 1 利用者からの認定証の提示が遅れた等の理由で、交付申請の時期に間に合わない場合については、次回の交付申請書提出月に交付申請を行ってください。